



# 税理士法人東京総合会計

円満な相続対策と  
計画的な事業承継を



佐々木 秀一

代表社員  
公認会計士、税理士

慶應義塾大学経済学部卒。  
日本経済新聞社を経て  
トマツ監査法人パートナー。  
英國トウシュロス  
会計事務所駐在。ロンドン  
大学LSE修士課程修了。  
元日本公認会計士協会国  
際委員会委員長。

## 安心な相続・プランの提供

### ①相続計画を丁寧に聞く

長い人生で苦労して築いた大切な財産を、どのように遺族に引き継したいのか丁寧にお聞きします。

### ②争いの無い遺産分割

相続した後で遺産分割の内容をめぐり、遺族の間で争いになることはご本人の気持ちに沿いません。争いのないアドバイスをします。

### ③老後の生活資金を確保

ご本人の人生の最終期を楽しんで暮らすことを優先し、ご本人の

老後資金の長期計画を提案します。  
家族に遺す遺産と、自分の老後資金のバランスを考えましょう。

### ②健全な資金計画をめざす

商品別、事業別の収益力を分析し、利益計画と資金計画を作成します。資産整理や経営組織の改善、新商品開発、人材計画等を作成します。

### ④節税に専心しない

無理な節税対策をすると税務調査で否認され、加算税を課されます。節税対策で購入した不動産の借入金返済に、遺族が資金繰りに困るかもしれません。

### ⑤納税資金を確保する

相続財産の構成(金融資産、不動産)内容と評価額の計算により、納税資金対策をします。生命保険の活用等を検討します。

民事信託の手法で株式や不動産の移転を検討する場合には、司法書士と提携して実行します。

### ③会社の後継者を選定

親族内の事業承継の候補者を選定する場合には、新しい事業承継の特例制度を利用して、納税猶予の計画書を作成し承認を得ます。親族内の候補者がいない場合は、社内幹部の人物へ承継、外

### ④法的側面もサポート

事業承継の実行の過程では、経営再編成に伴う会社法の側面や、種類株式の発行手続、承継者への株式集中方法等、法的な面は提携先の弁護士と協力して実行します。

### ⑤10年間の納税猶予特例の適用

非上場会社の一一定規模以下に対する納税猶予の特例を適用しては、納税猶予が出来ます。

2023年3月末日迄に計画書を提出すると27年末日迄に自株を後継者に贈与すると贈与税が納税猶予され、それ以後の相続時にも相続税が猶予されます。

日経MOOK

# 相続 & 事業承継 プロフェッショナル 名鑑 [2020年版]

『よくわかる相続』編集部 編

Professional Services

Certified Public Tax Accountants,  
Certified Public Accountants,  
Lawyers, etc

日本経済新聞出版社

法人データ

税理士法人東京総合会計 所属税理士会 東京税理士会 日本橋支部 法人番号 第370号 代表者 佐々木 秀一 創業 1987年1月 本部 〒103-0028 東京都中央区八重洲1-7-20 八重洲口会館8階 ☎ 03-5299-6181 ☎ 03-5299-6188 関連法人 東京総合コンサルティング(株)、東京総合社労士事務所  
http://www.tokyosogo.jp ホームページよりお問い合わせください